

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項〕

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

なお、評価方法は以下のとおりであります。

商品、製品、貯蔵品…………… 主として総平均法

仕掛品…………… 個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…………… 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物…………… 3～15年

工具器具及び備品…………… 2～15年

無形固定資産…………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金…………… 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

4. 消費税等の処理方法…………… 税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用…………… 平成26年10月1日以降、適用しておりません。

〔資本の欠損の注記〕

純資産額から株式等評価差額金を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回り、その差額は▲52,948,873円です。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
普通株式	1,400株	—	—	1,400株